

< 別紙 1 >

【2020 年度（令和 2 年度）研修実績の申告について】

1 研修実績の申告は、原則として先生方が獣医師生涯研修センターシステム（以下、システム）上で直接申告を行うこととしております。なお、地方獣医師会会員獣医師の場合の手数料は以下のとおりです。

- ・申告に係る事務手数料（研修実績証明書交付）…………… 2,000 円
- ・修了証交付手数料…………… 5,000 円
- ・認定証交付手数料…………… 5,000 円
- ・修了証や認定証交付の際の研修実績証明書追加交付手数料… 1,000 円

2 2020 年度（令和 2 年度）に取得したポイント（学術研修会等の受講による取得と在宅研修による自己申告の合計数）が 10 ポイントを超えていれば、システムの「サービス」メニューの「申告・申請の申込み」から、研修実績の申告、修了証・認定証等の交付申請を行うことができます。

また、申告手続きをお忘れの場合でも、2020 年度（令和 2 年度）の取得ポイント数が 10 ポイントを超えていれば「獣医師生涯研修センターシステム」から 6 月中に E-mail でご案内いたします。このため、システムには必ず「E-mail アドレス」のご登録をお願いします。

3 2020 年度（令和元年度）研修実績の申告期限は、令和 3 年 7 月 31 日（土）です（申告方法は別紙 3 「獣医師生涯研修センターシステムの利用に伴う Q & A」及び別紙 4 「2020 年度（令和 2 年度）獣医師生涯研修事業 申告・申請方法」をご確認ください）。

4 各地方獣医師会におかれては、会員獣医師が申告・申請された過去の履歴を、各地方獣医師会の「アカウント ID」と「パスワード」でシステムにログインいただくことによりご確認いただくことができます（「サービス」→「過去の申告・申請状況の確認」）。

5 2020 年度（令和 2 年度）研修実績の申告に基づく「生涯研修実績証明書」、「修了証」及び「認定証」は、令和 4 年 1 月頃（予定）までに申告・申請された獣医師ご本人に直送します。

なお、「生涯研修実績証明書」及び「修了証」、「認定証」取得者の氏名は、後日、日本獣医師会雑誌、日本獣医師会ホームページに掲載します。

【2021 年度（令和3年度）事業の実施について】

〔ポイント取得対象プログラムの認定申請について〕

- 1 地方獣医師会が主催または共催する学術研修会、講習会等について申請いただき、内容を確認のうえ、ポイント取得対象研修プログラムとして認定します。なお、獣医学術地区学会及び日本獣医師会が主催する講習会（産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生講習会、新規獣医師講習会、管理獣医師講習会、高度獣医療講習会）等については既に認定されているため、地方獣医師会から申請いただく必要はありません。
なお、各講習会等で取得するポイント数は以下のとおりとなります。
 - ・獣医学術地区学会への参加…………… 半日：1ポイント、1日：2ポイント
（但し、発表（共同研究含む）を行った際は、1演題につき1ポイントが加算されます。）
 - ・地方獣医師会・日本獣医師会が主催・共催する学術研修会・講習会等への参加…………… 2時間につき1ポイント
- 2 地区獣医師大会や獣医学術地区学会の開催時に獣医師向けの特別講演やシンポジウム等を企画し、ポイント取得対象研修プログラムとして認定を希望する場合は、開催を担当する地方獣医師会から申請を行ってください。
- 3 本事業では、オンライン（Web）で開催するプログラムも認定することができます。その他のポイント取得対象研修プログラムを認定申請する際と同様に、認定申請書にて申請してください（「会場」欄に「Web」や「オンライン」等とご入力ください）。
- 4 ポイント取得対象研修プログラムの申請は、申請書様式（2021年度「獣医師生涯研修事業」ポイント取得対象研修プログラム認定申請書）をご利用いただき、開催日時・開催内容・研修カリキュラム番号等の必要事項をご入力の上、本会獣医師生涯研修担当まで E-mail でお送りください（研修カリキュラム番号は、別添の「2021年度日本獣医師会獣医師生涯研修事業 研修カリキュラム」をご参照ください）。
なお、申請の際はできる限りお早目に申請いただきますようご協力をお願いします（開催3週間前までを目途に申請してください）。
- 5 プログラムの認定後には、「プログラム認証 ID」を記載した認定通知をメ

ールでお送りします。この「プログラム認証 ID」はシステムでの受講確認の際に必要となりますので、受講者への周知をお願いします。

なお、この「プログラム認証 ID」の周知方法は、本会からお送りする「出席証明書」の講習会会場等での配布や、研修テキストへの掲載、会場内における掲示等によりご対応いただきますよう、ご対応よろしく申し上げます。

- 6 認定されたプログラムは、日本獣医師会雑誌及び日本獣医師会ホームページに掲載して広報を行いますが、地方獣医師会においても事前に「ポイント取得対象の研修・講習会等プログラム」であることを広報し、積極的な参加を呼び掛けていただきますようよろしく申し上げます。
- 7 プログラムが認定された後に止むを得ず開催が中止になった際には、メールにて「プログラム番号」、「開催プログラム名」及び「中止理由」をお送りください（中止理由は簡単な内容で結構です。）。

〔獣医師生涯研修センターシステムの利用〕

- 1 獣医師生涯研修センターシステムは、構成獣医師（地方獣医師会の会員獣医師）であれば無料でご利用いただけますが、会員外の獣医師は有料にてご利用いただくことになります。

なお、各構成獣医師のシステムのご利用に当たっては、ご所属の地方獣医師会からシステム利用のための「ユーザ名（アカウント）」と「パスワード（初期パスワード）」をお伝えいただきますよう、ご対応よろしく申し上げます。

- 2 これまでに獣医師生涯研修事業において申告を行われたことがない構成獣医師におかれては、システム上で「ユーザ名」、「パスワード」が設定されておりません。

このため、新たにシステムの利用を希望される会員獣医師がおられる場合には、「①氏名、②獣医師免許番号、③E-mail アドレス」を本会獣医師生涯研修事業担当までメールにてご連絡ください。追ってシステムにログインするための「ユーザ名（アカウント）」と「パスワード（初期パスワード）」をお知らせします。

※ お送りいただいた構成獣医師の情報は、獣医師生涯研修センターシステムへの登録、獣医師生涯研修事業に係る連絡にのみ、利用します。